

宇治市職員採用試験実施要項

平成18年4月11日

宇治市長 久保田 勇

平成18年度宇治市職員採用試験を次のとおり実施します。

受験申込期間	平成18年4月11日(火)～4月18日(火) ただし、土・日曜日は除きます。
第1次試験日	平成18年4月29日(土)
採用予定日	平成18年6月1日以降

1 職種、採用予定者数及び受験資格

職 種	採用予定者数	受 験 資 格
一般事務職	1名	昭和51年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれ、 学歴は問わないが学校教育法による高等学校卒業程度の学 力を有する方

※ 国籍は問いませんが、地方公務員法第16条の規定による欠格条項（成年被後見人又は被保佐人等）に該当する方は受験できません。

2 試験の日時及び場所

区 分	日	時	場 所
第1次試験 (教養試験)	4月29日(土)	午前9時45分から正午まで	宇治中学校 (宇治矢落64-1)
第2次試験	日時・場所は、第1次試験合格者に対してのみ文書で通知します。		

※ 第1次試験の際は、必ず上履きを持参してください。

※ 申込者数により一部会場を変更する場合があります。

3 試験の方法及び内容

区分	試験科目	内 容	備 考
第1次試験	教養試験	公務員として必要な教養及び知識全般についての筆記試験（多枝選択式）	
第2次試験	作文試験	規定課題に基づく文章作成	第2次試験の実施日時については、第1次試験合格者に対して別途通知します。
	個人面接	主に人物・知識などについて面接	

4 合格発表等

区 分	発 表 の 時 期 及 び 方 法	
第1次合格者	5月中旬（予定）	宇治市役所玄関横掲示場に受験番号を掲示するほか、合格者に文書通知を行います。また、当市のホームページでも受験番号を掲示します。 (http://www.city.uji.kyoto.jp/)
第2次合格者	5月下旬（予定）	

※ 電話による合否の照会は、受け付けません。

※ 最終合格者でも当該試験を受ける資格を欠いていることが明らかになった場合は、合格を取り消します。

5 合格者の登録及び採用

この試験の最終合格者は、宇治市職員採用候補者名簿に登録し、平成18年6月1日以降、必要に応じ採用します。

登録有効期限は、平成19年3月31日までです。

6 受験申込みの手続

(1) 申込方法 宇治市指定の履歴書と申込書に、黒色のインク又はボールペンで必要事項を記入し、最近6カ月以内に撮影した本人の写真（縦4cm、横3cm）をはり、宇治市役所3階人事課へ提出（代理可）してください。

履歴書と申込書は、人事課にあります。

(2) 受付期間 平成18年4月11日（火）～4月18日（火）
ただし、土・日曜日は除きます。

(3) 受付時間 午前8時30分～12時、午後1時～5時

※ 郵送による申込みは受け付けませんので、ご注意ください。

7 給与等

(1) 給与は、宇治市職員の給与に関する条例に基づき支給されることになっており、初任給については次に掲げるとおりです。

◎ 初任給（税込みの月額）

	大学卒	短大卒	高校卒
採用時	176,800円	159,700円	148,000円

<上記の額は、平成18年4月1日現在の基本給です。>

なお、上記の金額は、今後改定される場合があります。

また、職歴などがある方は、その経歴に応じて加算される場合があります。

このほか、諸手当がそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

(2) 福利厚生制度については、京都府市町村職員共済組合への加入により保険給付、貸付け等が受けられます。また、宇治市職員共済組合では、貸付け及び各種の福利厚生事業を行っています。

8 受験についての照会

受験手続等に関する問い合わせは、次のところでお願いします。

宇治市 市長公室 人事課 人事係

〒611-8501 宇治市宇治琵琶3番地 TEL 0774-20-8703(直通)

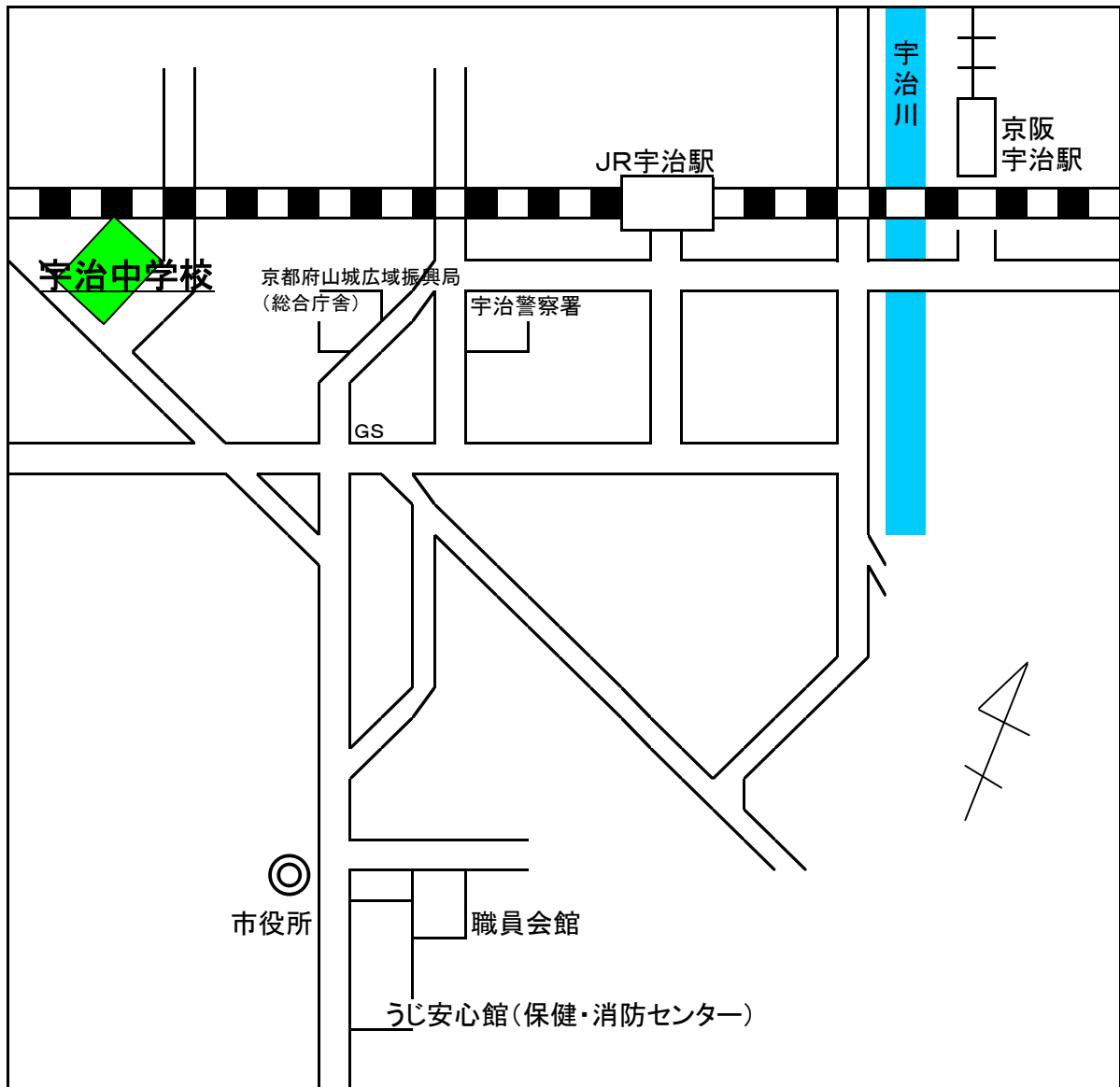
9 試験結果の開示

この試験の結果については、宇治市個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、受験者本人が、本人であることを証明する書類（受験票又は官公庁が発行する写真貼付の証明書）を持参の上、直接来庁してください。

試験区分	開示請求できる者	開示内容	開示期間	開示場所等
第1次(教養)	不合格者	総合得点 ・総合順位	各試験合格 発表日から 2週間	市長公室人事課 (市役所3階) 8時30分(開示初日 は13時)から17時
第2次	不合格者			

10 試験会場案内図



※ 交通案内

JR宇治駅より徒歩約6分

京阪宇治駅より徒歩約15分又は京阪宇治交通バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

近鉄大久保駅より京阪宇治交通バス乗車、総合庁舎前下車、徒歩約3分

※ 駐車場がありませんので、車での来場は禁止します。

※ 地方公務員法第16条は次のとおりです。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人等
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- (5) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者